社会福祉法施行規則及び社会福祉法人会計基準の一部を改正する省令

（社会福祉法施行規則の一部改正）

第一条　社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）	（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）
第二条の三　次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第三十一条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。	**第二条の三**　次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第三十一条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。
一　（略）	一　（略）
二　法第三十四条の二第三項第二号（法第百三十九条第四項において準用する場合を含む。）	二　法第三十四条の二第三項第二号
三～八　（略）	三～八　（略）
九　法第四十五条の三十二第四項第二号（法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）	九　法第四十五条の三十二第四項第二号
十　法第四十五条の三十四第三項第二号（法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）	十　法第四十五条の三十四第三項第二号
十一～十七　（略）	十一～十七　（略）
（電磁的記録の備置きに関する特則）	（電磁的記録の備置きに関する特則）
第二条の五　次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める措置は、社会福祉法人の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて社会福祉法人の従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録するものによる措置とする。	**第二条の五**　次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める措置は、社会福祉法人の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて社会福祉法人の従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録するものによる措置とする。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　法第四十五条の三十四第五項（法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）（事業報告）	四　法第四十五条の三十四第五項（事業報告）
第二条の二十五　（略）	**第二条の二十五**　（略）
2　事業報告は、次に掲げる事項をその内容としなければならない。	2　事業報告は、次に掲げる事項をその内容としなければならない。
一　当該社会福祉法人の状況に関する重要な事項（計算関係書類（計算書類（法第四十五条の二十七第二項に規定する計算書類をいう。第四十条第七項第一号及び第四十条の十七第一号を除き、以下同じ。）及びその附属明細書をいう。以下同じ。）の内容となる事項を除く。）	一　当該社会福祉法人の状況に関する重要な事項（計算関係書類（計算書類（法第四十五条の二十七第二項に規定する計算書類をいう。以下同じ。）及びその附属明細書をいう。以下同じ。）の内容となる事項を除く。）
二　（略）	二　（略）
3　（略）	3　（略）
（資金を調達するための支援）	
第三十八条　法第百二十五条第四号に規定する厚生労働省令で定めるものは、資金の貸付けとする。	**第三十八条**　削除
（社会福祉連携推進認定の申請手続）	
第三十九条　法第百二十六条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。	**第三十九条及び第四十条**　削除
一　名称及び代表者の氏名	
二　主たる事務所の所在地	
三　法第百二十五条に規定する社会福祉連携推進業務の内容	